

2) 緊急輸送道路の指定状況

本市では、緊急輸送道路として、広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路(第1次緊急輸送道路)に新名神高速道路等、第1次緊急輸送道路と市役所や広域避難場所等を連絡し、あるいは広域幹線道路で代替路線となる道路(第2次緊急輸送道路)に国道307号及び草津伊賀線、国道1号と甲賀市役所までの道路等が位置づけられている。

表-第1次・第2次緊急輸送道路一覧

区分	路線種別	路線名	延長(km)
第1次	一般国道	一般国道 1 号	56.0
第1次	一般国道	一般国道 307 号	2.6
第1次	高速自動車国道	高国 新名神高速道路	41.9
第1次	主要地方道	甲賀土山線	1.1
第1次	一般県道	甲賀土山インター線	0.3
第1次	一般県道	泉水口線	0.3
第1次	市道	新町・貴生川幹線	0.1
第2次	一般国道	一般国道 307 号	33.0
第2次	一般国道	一般国道 307 号	29.8
第2次	主要地方道	草津伊賀線	14.8
第2次	主要地方道	甲賀土山線	0.2
第2次	主要地方道	甲南阿山伊賀線	1.0
第2次	一般県道	甲南停車場線	0.3
第2次	一般県道	甲南阿山線	0.6
第2次	一般県道	柑子塩野線	1.4
第2次	一般県道	信楽インター線	0.1
第2次	一般県道	甲南インター線	2.6
第2次	一般県道	大野名坂線	0.5
第2次	市道	松尾・山幹線	0.4
第2次	市道	新町・貴生川幹線	0.1

※令和6年3月現在、緊急輸送道路は見直し中であり、指定変更がされた際には、それに準じる

資料:甲賀市地域防災計画(R3)

3) 異常気象時通行規制

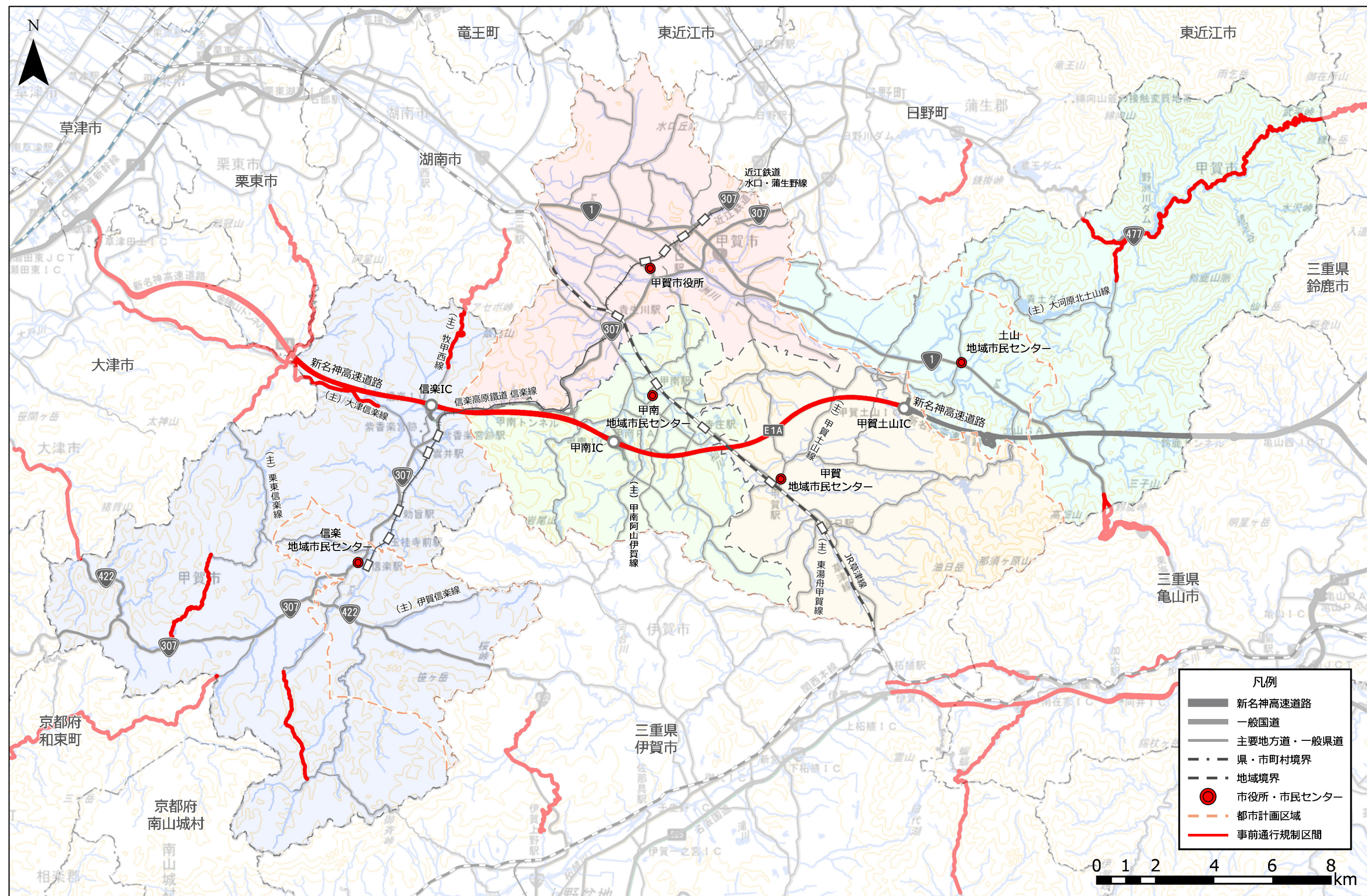
本市では、異常気象時通行規制区間※として、8路線が位置づけられており、国道1号と国道477号、主要地方道3路線及び一般県道2路線が規制実施の対象となっている。この他、新名神高速道路も2区間で雨量規制が設けられている。

※異常気象時通行規制区間:規制基準(連続雨量)の際に、通行規制が実施される路線

表-異常気象時通行規制区間

道路区分	路線名	規制延長 (km)	規制基準 連続雨量 (組合)	雨量観測所
高速道路	新名神高速道路 (甲賀土山IC～信楽IC)	17.1	280mm 〔連続:240mm 時間:45mm〕	
高速道路	新名神高速道路 (信楽IC～草津田上IC)	14.3	250mm 〔連続:190mm 時間:35mm〕	
国道	1号	4.6	180mm	亀山市関町坂下
国道	477号	14.3	120mm	大河原観測所
県道	大津信楽線	10.5	90mm	上田上観測所 信楽観測所
県道	大河原北土山線	1.4	120mm	大河原観測所 鮎河観測所
県道	牧甲西線	5.8	90mm	信楽観測所
県道	信楽上野線	3.8	110mm	信楽観測所
県道	田代上朝宮線	3.3	110mm	信楽観測所

資料:滋賀県 異常気象時通行規制区間(R5.7.14時点)



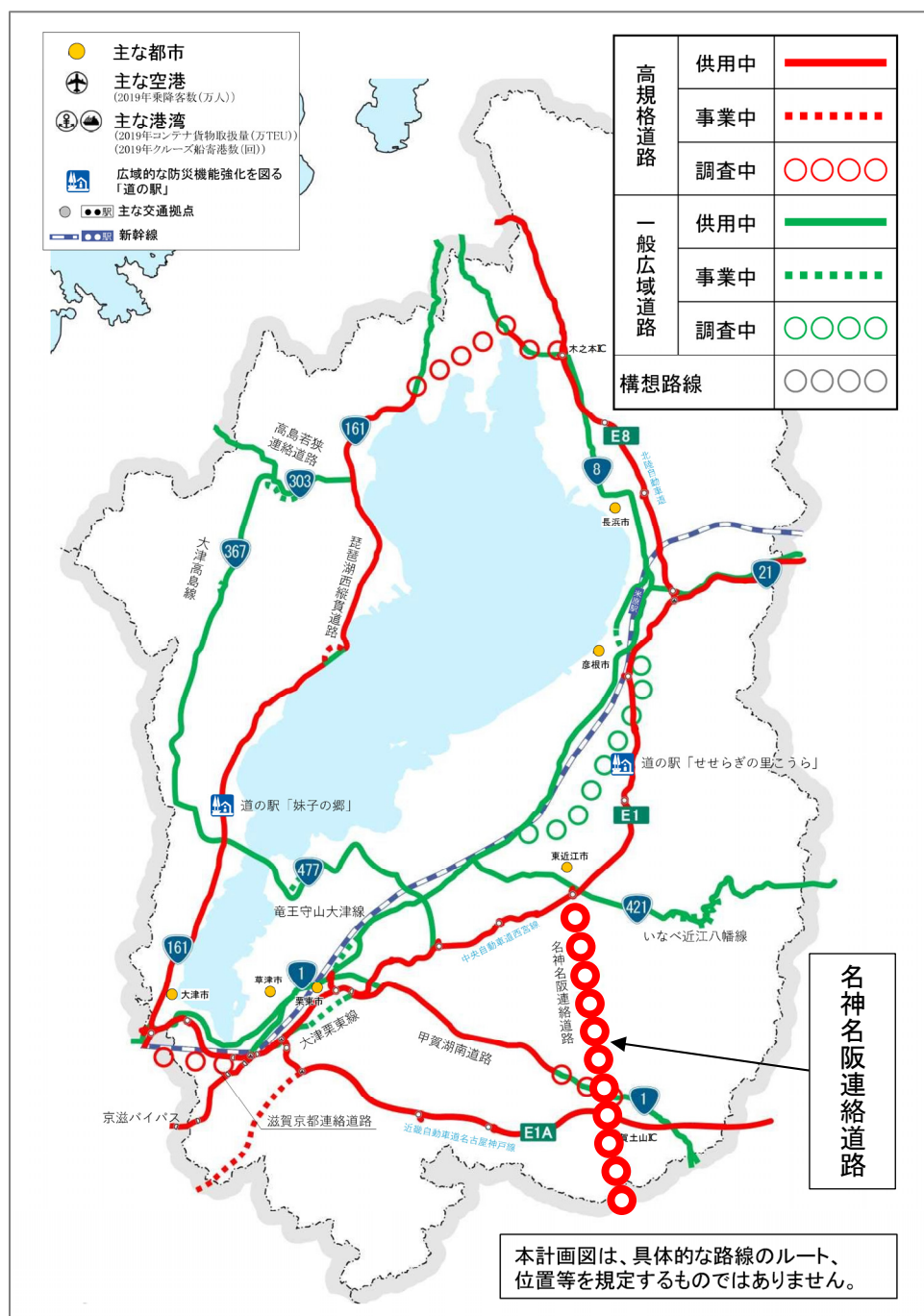
資料：NEXCO 西日本 降雨事前通行規制基準（R5.7.14 時点）、滋賀県 異常気象時通行規制区間（R5.7.14 時点）

図一異常気象時通行規制区間

4) 重要物流道路

物流のさらなる円滑化等を図るため、物流の観点で重要な道路を国土交通大臣が指定しており、本市では新名神高速道路及び国道 1 号等が重要物流道路として位置付けられている。国道 307 号及び新名神高速道路の甲賀土山 IC のアクセス路等が代替・補完路として指定されている。

また、本市を横断する計画である名神名阪連絡道路（調査区間）についても、令和 4 年 4 月に全線約 30km が「重要物流道路」の「候補路線」に指定され、続く令和 5 年 4 月には全線が「計画区間」に指定されている。



資料：国土交通省 近畿地方整備局 近畿ブロック 新広域道路交通計画（R3）
図－広域道路ネットワーク計画図（滋賀県拡大図）

